

令和8年度 第1回

上島町農業委員会
議 事 録

令和8年4月10日

開	会	令和8年4月10日	13時30分			
閉	会	令和8年4月10日	13時50分			
開	催	場	所			
		上島町岩城総合庁舎 2階 大ホール				
現	地	日	時			
		① 3/24 17:00	② 4/6 14:00			
		③ 4/6 15:00				
	見	回	① 小西 佳子 委員	② 中 哲夫 委員		
			③ 山上 耕司 委員			
農	業	委	員			
推	進	委	員			
事	務	局				
		① ~③ 田名後高広				
出	席	委	員			
				古川 泰弘 委員	小西 佳子 委員	
				田中 一富 委員		
				青木 俊樹 委員	岡辺 恒一 委員	
				山上 耕司 委員		
				砂川 勝利 委員	濱本 等 委員	
幸本 郁夫 委員						
佐藤 美和 委員	村上 穂 委員					
平岡 修 委員						
古本 実 委員	中 哲夫 委員					
欠	席	委	員			
		仲平 まゆみ 委員				
職	務	の	た			
め	出	席	し			
た	者	の	氏			
名						
		西本 桂将	田名後 高広			
			村上 晃子			
議	事	録	署			
名	人					
		田中 一富 委員	小西 佳子 委員			
議	事	の	概			
				要	日程第1	会議録署名委員の指名について
					第1号議案	非農地許可申請について(弓削狩尾)
					第2号議案	農地法第3条許可申請について(弓削佐島)
					第3号議案	農地法第3条許可申請について(岩城)
					その他	前回の総会審議案件の処理状況について 他

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
(開 会)	事務局	定刻となりましたので、ただ今より令和8年度第1回上島町農業委員会総会を開会致します。
		本日は、仲平委員が欠席です。本日の出席委員数は、農業委員6名、推進委員7名です。上島町農業委員会会議規則第6条の規定により過半数の農業委員が出席しておりますので本会は成立いたします。
		それでは、はじめに古川会長より招集の挨拶をお願いします。
会長挨拶	会 長	(開会挨拶)
	事務局	会議の前に辞令交付を行いますので、よろしくお願いします。
辞令交付	会 長	「(辞令書読み上げ)」・交付
	事務局	本日、事務局長は公務のため欠席となっております。それではこれより、上島町農業委員会会議規則第4条により会長が議長を務めます。
日程第1	議 長	それでは議事に入る前に 日程第1、議事録署名委員を指名致します。田中委員、小西委員、よろしくお願いします。
第1号議案	議 長	それでは議案審議に入ります。第1号議案、非農地許可申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		非農地として判断する基準として国から示された「農地法の運用について」のその土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、「農業振興地域制度に関するガイドライン」の当該土地を農用地から除外する条件として、①農業振興地域整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼす恐れがない土地であること。②周辺の農業用施設等の機能に支障を及ぼす恐れがないこと、また周辺の農用地等において土砂の流出・崩壊等の災害を発生させる恐れがないことなど・周辺の農業生産に悪影響を及ぼす恐れがない土地であること。以上のことから、非農地の認定基準に該当していると判断されます。第1号議案の説明は以上です。
	会 長	現地確認された中委員、幸本委員の説明を求めます。
	中委員	現地6か所を3人で行ってきましたが、荒れ放題というような場所で、重機が入らないところがほとんどで、たどり着くのも大変なところがほとんどです。ですからこれはもう農地としては使えないだろうと思います。以上です。
	幸本委員	一緒に見させてもらいました。八朔の木がかなり大きくなって、もう荒れているところがありました。農地としては使用は難しいという判断です。以上です。

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
審議	議長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
	各委員	(意見なし)
採決	議長	それでは、第1号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
	各委員	(全員挙手)
	議長	全員賛成ということで、非農地である旨証明いたします。
第2号議案	議長	それでは第2号議案、農地法第3条許可申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		農地法第3条の許可基準について、次のいずれかに該当する時は許可されません。①権利を取得しようとする者が、申請地含む全ての農地を効率的に耕作すると認められない場合。②権利を取得しようとする者が、原則年間150日以上農作業に常時従事すると認められない場合。③権利取得後の耕作内容や農地の位置・規模がその周辺地域の農地の集団化、農作業の効率化など、農業上の総合的な利用に支障をきたす恐れがあると認められる場合。となっており、不許可の全て要件に該当しないとの判断です。第2号議案の説明は以上です。
	議長	現地確認された小西委員の説明を求めます。
	小西委員	3月24日に事務局と行ってきました。この方々はいとこ同士で、売る人はすでに府中の方に行かれてまして、こちらの方には帰って来ないような状態なので、すでにちゃんと耕作されてまして、きれいにされていますので良いと思います。以上です。
審議	会長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
	各委員	(意見なし)
採決	議長	それでは、第2号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
	各委員	(全員挙手)
	議長	全員賛成ということで、許可といたします。
第3号議案	議長	それでは第3号議案、農地法第3条許可申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		農地法第3条の許可基準について、次のいずれかに該当する時は許可されません。①権利を取得しようとする者が、申請地含む全ての農地を効率的に耕作すると認められない場合。②権利を取得しようとする者が、原則年間150日以上農作業に常時従事すると認められない場合。③権利

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
		取得後の耕作内容や農地の位置・規模がその周辺地域の農地の集団化、農作業の効率化など、農業上の総合的な利用に支障をきたす恐れがあると認められる場合。となっており、不許可の全て要件に該当しないとの判断です。第3号議案の説明は以上です。
	議長	現地確認された、幸本委員の説明を求めます。
	幸本委員	月曜日に事務局と二人で見に行きました。この場所は、譲受人が4年前からレモンとか色々耕作していきまして、この3年間は借りた状態で耕作していたと思うんですけど、十分レモンも大きくなって、十分農地として使用していると思います。以上です。
審議	議長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
	各委員	(意見なし)
採決	議長	それでは、第3号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
	各委員	(全員挙手)
	議長	全員賛成ということで、許可といたします。
(閉会)	議長	それでは、以上をもちまして令和8年度第1回農業委員会総会を終了いたします。
		議事録署名人 古川 泰弘
		議事録署名人 小西 佳子
		議事録署名人 田中 一富